

京都議定書第17条に関する決定文案

オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノール
ウェー、ロシア、ウクライナ、アメリカ合衆国による提出
1999年7月30日

締約国会議は、

特に、京都議定書第3条及び第17条を想起し、

議定書第17条に基づき、締約国会議は、特に排出量取引についての検証、報告及び責任に関し、適切な原則、方法、規則及び指針を定めるとされていることに留意し、

排出量取引の基盤は、議定書第3条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束であることを認識し、さらに、排出量取引は、附属書B締約国の合計の割当量を変化させないことを認識し、

第17条が、排出量取引は、第3条の「排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を履行するための国内的行動を補足する」ものであるとしていることに配慮し、

1. 添付した附属書の排出量取引の原則、方法、規則及び指針を採択することを決定する。

附属書

定義

1. 「条項」とは、別の指示がない限り、京都議定書の条項を意味する。
2. 「議定書」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書を意味する。

取引可能単位

3. 割当量（第3条7項に基づく当初の割当量に由来し、第3条の他の項によって調整されたもの）の移転及び取得は、締約国によって発行されるCO₂相当量の1メートルトン（決定書2/CP.3で定義され、又はその後第5条に従って改正される地球温暖化係数を使って計算される）の割当量単位で行われ、発行元の締約国名及び単位発行の対象約束期間を含む個別シリアル番号によって識別されるべきである。（割当量単位は、第3条13項に基づき、将来の約束期間における利用のために繰り越すことが可能である。）

参加

4. 締約国は、下記のいずれかが明らかになった場合、第17条に基づく排出量取引に参加することはできない。

- (a) 第5条及び第7条の義務を履行していない、又は、
- (b) 本附属書の規定に従って、国内登録簿を保持していない

[参加要件におけるわずかな不一致が取り上げられる必要があるかどうかについて、評価することが必要となる。]

5. [第4条を適用する締約国が、第4条の同一の合意を適用する他の締約国、若しくはその締約国が所属し、またそれ自身が議定書の締約国であるところの地域的経済統合機関が、第5条及び第7条の義務を履行していないことが明らかになった場合に、第17条に基づく排出量取引に参加できるかどうかについての問題について対処することが必要となる。]
6. 締約国が、[第8条の検討の過程により?][その他により?]上記の4(a)項又は(b)項の要件を満たしているかどうかの問題を提起された場合は、[議定書に適用可能な一般的な手続により][特定の手続により]問題が迅速に解決されることとなる。
7. 自国の法人（例、民間企業、非政府団体、個人）に対し、割当量単位の移転及び取得を認めた締約国は、その参加が本附属書に合致していることを

確保する。さらに、そのような締約国は、議定書の規定する義務を果たす責任を依然として負う。

締約国の登録簿

8. 第17条に基づく排出量取引に参加する締約国は、締約国及びその認定した法人による割当量単位の全ての保有、移転及び取得に関する記録を内容とする登録簿を保持する。
9. 登録簿に記載された情報は、公的に入手可能とされるものとする。
10. 2カ国以上の締約国は、自発的に、それぞれの登録簿が法的に区別されている統合システムにおいて、それらの国の登録簿を管理することができる。
11. 割当量単位の移転及び取得は、(シリアル番号で特定された)単位を移転する締約国の登録簿より除去し、取得する締約国の登録簿に加えることによって行われる。
12. 締約国が第3条1項に基づく自国の約束を履行するために使用した割当量単位は、当該締約国によって回収される。その場合、この単位をさらに利用あるいは取引することはできない。；全ての回収された割当量単位の記録は、締約国がその登録簿に保持する。

報告

13. 排出量取引に参加する各締約国は、第7条に基づく事務局への毎年の提出物の中に、特に、下記の情報を標準電子フォーマットで含める。

当該年における割当量単位の移転及び取得、これには、各単位ごとにシリアル番号及び移転先又は取得元の締約国登録簿も含める。

回収された割当量単位(シリアル番号で特定される)

国際的統合

14. 事務局は、第8条に基づく排出の目録及び割当量に関する毎年の取りまとめ及び審査の一部として、締約国による当該年の割当量単位の移転及び取得の報告を統合した公的に入手可能な報告書を作成する。これには、第3条1項を遵守する目的で締約国によりいずれの単位が使用されたかについても含める。事務局は、締約国に対し、割当量の移転に関する記録の相違を調査し、訂正する機会を提供する。統合報告書には、なお残された相違が反映される。

補足性

15. [「補足性」という用語について詳細化は行わない。]

検証

16. [排出量取引制度の完成度は多くの要素に依存する。]

この制度は割当量の再配分を基本としていることから、正確な目録、報告、登録簿は極めて重要である。結果として、取引制度と議定書における関連条項には明確なつながりが存在するべきである。例えば、締約国は、第5条及び第7条の義務を履行していないことが明らかである；若しくはこの附属書の規定に従い国内登録簿を保持していない場合、取引に参加することが許容されるべきではない。

締約国は、いかなる排出量取引の規則にも従うことに責任を有するべきである。したがって、締約国は、例えその法人が排出量取引に参加した場合であっても、その議定書の義務を果たす責任を維持するべきである。

締約国の排出量取引関連の要件への合致については、初めに第8条における専門家による検討班により、適当である場合には、続いて議定書の遵守制度に基づく適切な手続により、検討が可能であるべきである。

第17条の第4条に対する関係

17. [第17条と第4条の関係に関する課題に対処する必要がある]

約束期間終了時の問題

18. 各約束期間の終了時には、締約国が、例えば、割当量単位の取得などにより、排出量の超過を解決する機会が与えられる[短い期間]を設ける。

19. [「リスク配分」の問題]

20. [(パラグラフ18において言及される短い期間の後も) 前の約束期間においてその排出が割当量を上回っていた締約国が、次の約束期間において、第17条規定に基づく排出量取引に参加する資格を保持できるかどうかという問題に対処する必要がある。]

他の問題

21. [競争など追加的問題に対処する必要があるかもしれない。]